

NO&T U.S. Law Update

米国最新法律情報

2025 年 5 月

米国最新法律情報 No.147

独占禁止法・競争法ニュースレター No.43

米国ワシントン州の新しい企業結合届出制度について

弁護士・ニューヨーク州弁護士 大久保 涼

弁護士 田中 亮平

弁護士・ニューヨーク州弁護士 佐藤 恭平

はじめに

2025 年 4 月 4 日、米国ワシントン州において、企業結合取引について業種を問わず州レベルでの事前届出を義務付ける Uniform Antitrust Premerger Notification Act（以下「本法律」といいます。）が制定されました¹。本法律の効力発生日は 2025 年 7 月 27 日（以下「本効力発生日」といいます。）とされています。

これまで、ワシントン州を含む複数の州においてヘルスケア事業等の特定の業種のみを対象とする州レベルでの企業結合の事前届出規則は制定されていました。しかし、本法律は、特定の業種のみを対象とするものではなく、対象を拡大して、ワシントン州内に主たる事業所を有しているか、ワシントン州内で一定の売上げ要件を満たしている企業結合取引の当事者をも対象としています。

本法律は全米で初めて州レベルで業種を限定しない企業結合届出規制が定められたという点で注目を浴びています。そこで、本ニュースレターでは、本法律の内容を紹介すると共に、他州の動向も含めた今後の展望について解説します。

本法律の内容について

本法律では、本効力発生日以降に Hart-Scott-Rodino Antitrust Improvements Act of 1976（HSR 法）に基づく企業結合の事前届出（以下「HSR ファイリング」といい、その際当局に提出するフォームについて、以下「HSR フォーム」といいます²。）を連邦取引委員会又は司法省反トラスト局に対して行う場合であって、以下の要件のいずれかを満たす場合には、HSR ファイリングと同時に、HSR フォームの写し（及び一定の場合には HSR フォームと共に連邦取引委員会又は司法省反トラスト局に提出された添付書類の写し³）をワシントン州の司法長官（Attorney General）に対して提出することが義務付けられています⁴。

¹ <https://lawfilesexternal.wa.gov/biennium/2025-26/Pdf/Bills/Session%20Laws/Senate/5122.SL.pdf#page=1>

² 最新の HSR フォームについては、当事務所発行の米国最新法律情報 No.131/独占禁止法・競争法ニュースレター No.39「米国 HSR 企業結合届出規則の改正について」（2024 年 11 月）をご参照下さい。

³ 要件（1）を満たす場合には、HSR フォームと共に連邦取引委員会又は司法省反トラスト局に提出された添付書類の提出が常に求められます。他方、要件（2）又は（3）を満たす場合、司法長官からリクエストがあった場合にのみ添付書類の提出が求められます。

⁴ なお、取引のうち一方当事者のみが要件を満たす場合、その一方当事者のみが HSR フォーム等の写しを提出する義務を負うことに

(1) 当事者がワシントン州内に主たる事業所 (principal place of business) を有している。

(2) 当事者又は当該当事者が直接又は間接に支配する会社のワシントン州における製品又はサービスの年間売上高 (annual net sales) が HSR ファイリングの取引規模要件の基準額の 20% (現時点での HSR ファイリングの取引規模要件の基準額 (126.4 百万ドル)⁵を前提とすると 25.28 百万ドル) を超えている。

(3) 当事者が、(ワシントン州法で定義される⁶) ワシントン州で事業を行うヘルスケア提供者 (provider) 又はヘルスケア提供組織 (provider organization) である⁷。

本法律は、HSR ファイリングと同時にワシントン州への届出を義務付けるのみであり、予定されている取引についての州の司法長官の承認は不要です。また、HSR ファイリングと異なり取引の待機期間を定めておらず、ファイリングフィーも不要です。また、本法律は、州の司法長官に追加的に何らかのエンフォースメントの権限を付与するものではありません。

当事者が本法律に基づくワシントン州当局への届出を怠った場合、民事罰として違反期間につき一日当たり最大 10,000 ドルの罰金が課せられる可能性があります⁸。

なお、情報の取扱いについて、本法律では、ワシントン州の司法長官が、提出された HSR フォームや添付書類の写し、ワシントン州当局に届出が行われたという事実等について情報を開示することを原則として禁止しています。もっとも、この原則にはいくつか例外があり、例えば、当該取引が法的手続や訴訟に関連する場合に当該法的手続や訴訟においてこれらの情報を開示すること (但し、行政庁、裁判所又は司法官により登録される保護命令に服します。) や、連邦取引委員会、司法省反トラスト局や本法律と同様の法律を制定している他州の司法長官にこれらの情報を共有することは認められています。

本法律の影響や今後の展望

本法律は、2024 年に統一州法委員会 (Uniform Law Commission) が発行した Uniform Antitrust Premerger Notification Act (州レベルの企業結合の事前届出規制に関するモデル法案。以下「モデル法」といいます。) をベースに作成されています (なお、ワシントン州独自の要件として上記 (3) が追加されています。)。現在、ワシントン州以外の州 (例えば、ハワイ州、コロラド州、ネバダ州、ユタ州、ウェストバージニア州、コロンビア地区、カリフォルニア州、ニューヨーク州等) においても、モデル法をベースに州レベルでの企業結合の事前届出規制の法案が提出されていたり、同様の (又はより広範な) 規制の導入が検討されており、今回のワシントン州における本法律の制定を受けて、他州においてもこの動きが加速する可能性があります。

上述のとおり、本法律によってワシントン州司法長官に新たにエンフォースメントの権限が追加で付与されるわけではありませんが、本法律の制定前から、連邦及びワシントン州の反トラスト法に基づき、州の司法長官は、取引に関する調査や取引自体の差止命令を裁判所に求めるエンフォースメントの権限自体は有しています。従って、本法律によって HSR フォームや添付書類のレビューの機会が増えるため、州の司法長官がエンフォースメントを行う端緒が増加し、企業結合取引に関して州当局が担う役割がこれまでよりも拡大していく可能性がある

なります。

⁵ 最新の HSR ファイリングの届出基準額については、当事務所発行の[米国最新法律情報 No.137/独占禁止法・競争法ニュースレター No.40「米国 HSR 企業結合届出の基準額及び手数料の改定 \(2025 年\)」](#) (2025 年 1 月) をご参照下さい。

⁶ Revised Code of Washington の 19.390.020 参照。

⁷ この (3) の要件は、現行のワシントン州の事前届出規制 (2019 年に制定) にあったヘルスケア事業に関する事前届出義務を、内容を一部変更した上で維持するものです。この要件によって、取引当事者の主な事業所がワシントン州内になく、州内の年間売上げが小規模であったとしても、州内でヘルスケア事業に従事している場合には要件を満たすことになるため、州当局が引き続きヘルスケア分野に注目していることを示唆しています。

⁸ 現行のワシントン州の事前届出規制では、取引のクロー징から 60 日前までの届出が必要であり、民事罰は違反期間につき一日当たり 200 ドルとなっています。

考えられます。

今後、ワシントン州に加えて、州レベルでの企業結合規制を有する州が増えていく場合には、米国において M&A 取引を検討する際に、連邦レベルでの HSR ファイリングの分析・検討のみならず、州ごとの企業結合届出の要否の検討も必要になってくると考えられます。この場合、州ごとの企業結合届出の提出期限は州により定めが異なり、HSR ファイリングのタイミングよりも早い場合もあるので、留意が必要です。今後も州レベルの事前届出規制の動向に注視することが必要です。

2025 年 5 月 15 日

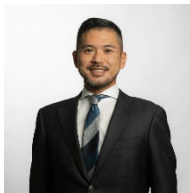
[執筆者]

**大久保 涼**

(Nagashima Ohno & Tsunematsu NY LLP 弁護士・ニューヨーク州弁護士 パートナー)

ryo_okubo@noandt.com

1999 年東京大学法学部卒業。2006 年 The University of Chicago Law School 卒業 (LL.M.)。2006 年～2008 年に Ropes & Gray LLP (ボストンおよびニューヨークオフィス) に勤務。2000 年弁護士登録 (第一東京弁護士会)、長島・大野・常松法律事務所入所。2007 年ニューヨーク州弁護士登録。2018 年より長島・大野・常松法律事務所ニューヨーク・オフィス (Nagashima Ohno & Tsunematsu NY LLP) 共同代表。ニューヨークを拠点として、主に日米間の M&A、バンキング取引、宇宙ビジネスをはじめとするテクノロジー案件、不動産取引、金融取引規制その他の企業活動全般について、日本及び米国のクライアントに対して継続的に助言している。

**田中 亮平** (長島・大野・常松法律事務所 弁護士 パートナー)

ryohei_tanaka@noandt.com

2004 年東京大学法学部卒業。2006 年東京大学法科大学院修了。2014 年 Stanford Law School 卒業 (LL.M.)。2014 年～2015 年 Arnold & Porter LLP (ブリュッセルオフィス) 勤務。2007 年弁護士登録 (第一東京弁護士会)、長島・大野・常松法律事務所入所、2012 年～2013 年三洋電機株式会社に出向。日系企業及びグローバル企業の独占禁止法・競争法に関する案件を幅広く取り扱う。M&A、JV 組成等に関連する企業結合届出、DD の際の情報管理、情報遮断措置の設計等の助言も多く行っている。

**佐藤 恭平**

(Nagashima Ohno & Tsunematsu NY LLP 弁護士・ニューヨーク州弁護士 カウンセル)

kyohei_sato@noandt.com

2006 年早稲田大学法学部卒業。2008 年早稲田大学大学院法務研究科修了。2015 年 Fordham University School of Law 卒業 (LL.M. in Banking, Corporate, and Finance Law)。2009 年弁護士登録 (第一東京弁護士会。2014 年に留学のため弁護士登録を一時抹消し、2015 年再登録。)、長島・大野・常松法律事務所入所。入所以来、M&A を中心に様々なコーポレート案件に従事する。2015 年より長島・大野・常松法律事務所ニューヨーク・オフィス (Nagashima Ohno & Tsunematsu NY LLP) に勤務し、ニューヨークを拠点として、M&A、紛争対応、企業結合規制対応等を中心に、日本及び米国における企業法務に関するアドバイスを幅広く提供している。

本ニュースレターは、各位のご参考のために一般的な情報を簡潔に提供することを目的としたものであり、当事務所の法的アドバイスを構成するものではありません。また見解に亘る部分は執筆者の個人的見解であり当事務所の見解ではありません。一般的情報としての性質上、法令の条文や出典の引用を意図的に省略している場合があります。個別具体的事案に係る問題については、必ず弁護士にご相談ください。

www.noandt.com

NAGASHIMA OHNO & TSUNEMATSU NY LLP

450 Lexington Avenue, Suite 3700

New York, NY 10017, U.S.A.

Tel: +1-212-258-3333 (代表) Fax: +1-212-957-3939 (代表) Email: info-ny@noandt.com



Nagashima Ohno & Tsunematsu NY LLP は、米国における紛争対応や日米間の国際取引について効率的な助言を行うことを目的に、長島・大野・常松法律事務所のニューヨーク・オフィスの事業主体として 2010 年 9 月 1 日に開設されました。米国の法務事情について精緻な情報収集を行いつつ、米国やその周辺地域で法律問題に直面する日本企業に対して、良質かつ効率的なサービスを提供しています。

長島・大野・常松 法律事務所

〒100-7036 東京都千代田区丸の内二丁目 7 番 2 号 J P タワー

Tel: 03-6889-7000 (代表) Fax: 03-6889-8000 (代表) Email: info@noandt.com



長島・大野・常松法律事務所は、600 名以上の弁護士が所属する日本有数の総合法律事務所であり、東京、ニューヨーク、シンガポール、バンコク、ホーチミン、ハノイ、ジャカルタ*及び上海に拠点を構えています。企業法務におけるあらゆる分野のリーガルサービスをワンストップで提供し、国内案件及び国際案件の双方に豊富な経験と実績を有しています。

(*提携事務所)

NO&T U.S. Law Update ～米国最新法律情報～の配信登録を希望される場合には、
<https://www.noandt.com/newsletters/nl_us_law_update/>よりお申込みください。本ニュースレターに関するお問い合わせ等につきましては、<newsletter-us@noandt.com>までご連絡ください。なお、配信先としてご登録いただきましたメールアドレスには、長島・大野・常松法律事務所からその他のご案内もお送りする場合がございますので予めご了承くださいませようお願いいたします。